

沼津市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

沼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沼津市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第4項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

付則第5項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

付則第7項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第4項及び第5項の改正規定 公布の日

(2) 第13条第11項第4号及び第14項並びに付則第7項の改正規定並びに次項の規定

令和7年4月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の沼津市職員の退職手当に関する条例第13条第11項（第4

号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した沼津市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であって前項第2号に定める日(以下この項において「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

「提案理由」

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当についての規定を改めるほか、所要の改正を行うものである。